

教育職員免許状（検定）の出願について

（教育職員免許法第6条 別表第3、4、6、6の2、7、8を根拠として申請される場合）

滋賀県内にお住まいの方、または滋賀県内の学校に教員として勤務している方の教育職員免許状の申請方法についての説明です。県外にお住まいの方、または県外の学校に教員として勤務する方は、それぞれの都道府県教育委員会へおたずねください。

教育職員免許状（検定）の出願につきましては、下記により出願されるようお願いいたします。

申請書は、毎月月末で処理していますので、申請月の翌月の中旬頃に申請者の住所に免許状等を送付します。（ただし、3月分については多少遅れますのでご承知ください。）

申請書類に不備がないよう、十分注意し出願してください。

＜＜注意＞＞

- ・令和4年7月1日から、申請様式が改正されています。当分の間は、旧様式で申請いただくことも可能ですが、滋賀県ホームページに掲載する最新の様式により、申請を御準備ください。
- ・滋賀県立学校勤務の場合の「実務に関する証明書」「人物に関する証明書」の発行手順および取扱いについては(<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyo/download/306434.html>)をご確認ください。

出願に必要な書類

書 類 名	別表第3, 6, 6の2 (上位免許状)	別表第4 (他教科免許)	別表第7 (特別支援学校免許状)	別表第8 (隣接校種免許状)
教育職員免許状授与願 (様式第1号)	○	○	○	○
教育職員免許状出願要項 (様式第2号)	○	○	○	○
免許状原本と写し ※1	○	○	○	○
更新講習修了確認証明書等の原本と写し ※2	○	○	○	○
履歴書 (様式第4号)	○	○	○	○
宣誓書 (様式第5号) ※現職教員は不要	○	○	○	○
実務に関する証明書 (様式第6号)	○	○	○	○
人物に関する証明書 (様式第7号)	○	○	○	○
身体に関する証明書 (様式第8号)	○	○	○	○
卒業証明書	※3			
学力に関する証明書	○	○	○	○

※1 申請の基礎となる免許状だけでなく、現に有する教員免許状について、その全てが対象となります。

※2 現に有する教員免許状について、令和4年法律第40号による改正前の法令に基づき、更新、免除、延期等の手続に応じ、免許管理者が発行した直前の証明書が対象となります。更新等の手続を行ったことがない場合は、不要です。証明書の原本については、確認後、免許交付に併せて返却します（持参による場合はこの限りではありません）。

※3 免許法施行規則第11条の表備考等（4年制大学卒業者等）を適用する場合のみ必要です。

◎ 別表第5、免許法附則第9項（実習教諭）、免許法施行法または免許法附則第17項（栄養教諭）で申請される場合に必要な書類については、滋賀県教育委員会事務局教職員課まで問い合わせてください。なお、免許法附則第18項（幼稚園教諭の期限付き特例）については、別掲のとおりです。

注1 婚姻等により、本籍・氏名が現に有する免許状、卒業証明書、学力に関する証明書（単位修得証明書）と異なる場合は、異なる理由および変更した時期が分かる書類（戸籍抄本・改製原戸籍等）を添付してください。

本籍、氏名が2回以上異動した場合や戸籍の改製により改製前の本籍、氏名が確認できない場合等、戸籍抄本の記載事項では本籍地や氏名の異動状況が確認できない場合があります。

この場合は、戸籍抄本のほか、異動の状況が確認できる書類（除籍抄本、改製原戸籍等）が必要ですので、市町村の戸籍窓口へご相談ください。

- 2 出願に必要な収入証紙は、滋賀県収入証紙です。（収入印紙ではないのでご注意ください。）
滋賀銀行本店・県内支店出張所、滋賀県会計管理局管理課、滋賀県各合同庁舎会計管理局会計課または平和堂一部店舗で購入できます。
- 3 書類の記入に当たっては、できるだけ丁寧に記入し、略字等は使用しないでください。
- 4 出願書類の作成年月日の記入については、原則として全て申請時の日付で記入してください。
- 5 旧姓や通称名の併記を希望の方は、「教育職員免許状授与願（様式第1号）」の「備考」欄に「旧姓併記希望：旧姓〇〇」「通称名併記希望：通称名〇〇」と記載してください。

教員免許状取得（検定）について

教育職員免許状取得のための検定とは、現職の教員等が一定の勤務経験等により他の種類の免許状の授与を受けたり、所有する特別支援学校教諭免許状に記載される特別支援教育領域を追加することを言います。例えば、小学校教諭二種免許状所有者が所定の要件を満たして小学校教諭一種免許状を取得しようとする場合、小学校教諭免許状を取得後に、所定の要件を満たして特別支援学校教諭二種免許状を取得しようとする場合などです。なお、保育士経験による幼稚園教諭免許状の取得特例に係る検定および特別支援学校教諭免許状の特別支援教育領域の追加については、別に案内しています。

◎教育職員検定の種類（教育職員免許法第6条関連）

別表第3：小・中・高・幼の免許状と経験年数を生かして上位免許の授与を受ける場合

<例> 小臨免→小二種免 中二種免→中一種免 高一種免→高専修免 等

別表第4：1以上の教科について、中・高教諭の普通免許状を有する者が、他教科の普通免許状の授与を受ける場合

<例> 中一種免（国語）→ 中一種免（数学） 等

別表第5：実習教科の一種免許状等の授与を受ける場合

別表第6：養護教諭の一種免許状等の授与を受ける場合

<例> 養臨免→養二種免 養二種免→養一種免 等

別表第6の2：栄養教諭の一種免許状等の授与を受ける場合

<例> 栄二種免→栄一種免 等

別表第7：経験年数を生かして特別支援学校教員の免許状の授与を受ける場合

<例> 小一種免→特支二種免 特支二種免→特支一種免 等

別表第8：経験年数を生かして、隣接校種の免許状等の授与を受ける場合

<例> 幼・中二種免→小二種免 中一種免→高一種免 等

出願書類の記入について

1 教育職員免許状授与願（様式第1号）

(1) 本人が記入してください。（氏名欄に押印する必要はありません。）

(2) 収入証紙貼付欄は、滋賀県収入証紙を貼ってください。

検定 5,000円

(3) 「(領域追加)」 「(検定)」 「(交付)」 は、3カ所ありますが、「(領域追加)」 「(交付)」 を2重線で消してください。

(4) 本籍地、氏名、生年月日は、戸籍記載どおり記入し、略字等は使用しないで正確に丁寧に記入してください。本籍地は、都道府県名のみ記入してください。

(5) 免許状の種類欄は、免許法第4条に掲げる種類を正確に記入してください。

例 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 等

(6) 教科（特別支援教育領域）の欄は、中学校、高等学校、特別支援学校の免許状の申請を行う場合に、受けようとする教科または特別支援教育領域を記入してください。幼稚園、小学校、養護教諭、栄養教諭の各免許状の場合は、記入の必要はありません。

(7) 根拠規定の欄は、免許法の定めにより、前記「教育職員検定の種類」を参考に、次のとおり記入してください。

※別表第3、5、6、6の2、7、8を利用する場合

→ 免許法 第6条 第2項 別表第（3、5、6、6の2、7、8のいずれか）

別表第4を利用する場合

→ 免許法 第6条 第3項 別表第4

(8) 備考の欄は、根拠規定に記載するもの以外に適用を受ける法令の条項を記入してください。

例：別表第3で大卒等の年数短縮を適用する場合 → 「施行規則第11条表備考第3号」

別表第8で取得校種経験に応じた単位数軽減を適用する場合 → 「施行規則第18条の2表備考第4号」

2 教育職員免許状出願要項（様式第2号）

⑧ 出願の基礎になる学歴を記入し、4年制大学の場合は学士号も記入してください。

⑨ 取得しようとする免許状の要件に当たる実務経験を記入してください。要件以外の職歴も含めて網羅的に記載する必要はありません。なお、記載できる経験年数は、申請の前月末までのものとなります。

⑩ 既に受けた免許状を全て記入してください。

3 免許状

(1) 所持する全ての教員免許状を添付してください。免許状は原本とその写しを確認しますので、原本および写しを送付または持参してください。ただし、現職の教員で、免許状の写しに、所属長等による原本と相違ないことの証明(裏面のある場合は裏面についても必要)がある方に限り、原本の提出に代えることができます(証明日が3か月以内のものに限る。)。紛失した等の理由で原本を送付(持参)できない場合は、授与証明書(原本に限る。)を添付してください。

また、提出された免許状の原本は、郵送による提出の場合、出願に係る免許状の発送と同時に返却しますが、それよりも早く返送を希望される場合は、その旨を付記し返送用封筒と必要な郵送料に相当する切手を添えてください。(審査が完了次第、返送用封筒にて返送します。)

(2) 本籍・氏名等が申請時と異なるときは、異なる理由および変更した時期が確認できる書類(戸籍抄本等)を添付してください。

4 履歴書（様式第4号）

(1) 本人が記入してください。(氏名欄に押印する必要はありません。)

(2) 学歴・職歴・処分歴とも、古い事項から順に記入してください。

(3) 学歴は中学校から記入してください。

(4) 職歴は、学校以外の勤務についても記入してください。また、学校関係の勤務については、発令学校ごとに記入し、職名も併せて記入してください。なお、始期のみの記載で終期を記載する必要はありません。

※欄が不足する場合には別に用紙を追加して記入してください。

5 実務に関する証明書（様式第6号）

- (1) 証明すべき所属長は、勤務してきた学校（基礎となる学校種に限る）の校長です。複数の学校での勤務経験について証明を必要とする場合は、勤務校ごとに証明書を作成することとなりますが、実務証明責任者が同一である場合（例：A市立B中学校とA市立C中学校の両校における勤務経験について証明が必要な場合）は、直近の学校長が証明することで一通の証明書にまとめても差し支えありません。
- (2) 証明すべき実務証明責任者は、公立学校勤務の場合は当該学校の管理運営をする教育委員会（教育長ではないので注意すること。）、私立学校勤務の場合はその私立学校を設置している学校法人等の理事長、大学附置の国立・公立学校勤務の場合は大学長になります。なお、滋賀県立学校勤務の場合の実務に関する証明書の発行方法については、次の URL を確認してください。
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyo/download/306434.html>)
実務証明責任者は、所属長の証明に基づき、勤務成績について良好と認める場合に、本証明書の記載事項を証明します。
- (3) 証明できる勤務期間は前月末日までとなります。
- (4) 各記入欄については、以下の点に注意して記入してください。
 - ・「期間計」欄については、応当日の前日をもって1ヶ月と計算。
 - ・「勤務校」欄については、特別支援学校の場合は担当学部および担当領域を記入。
 - ・「担当教科」欄については、中高(特別支援学校の中等部・高等部を含む)の場合のみ記入。
 - ・「週当たりの時間数」欄については、非常勤講師の場合のみ記入。
- (5) 証明対象の勤務期間のうち、長期(90日程度)にわたって勤務しなかった期間(育休、産休、休職等)については、その期間を明示してください。なお、当該期間は、勤務期間からの除算対象となります。
- (6) 提出は、親展書とし厳封のうえ提出してください。なお、実務証明責任者による証明日が3か月以内である場合のみ有効とします。
- (7) 免許法別表第5または教育職員免許法施行法の規定に基づく検定の申請においては、本証明書ではなく「技術に関する証明書」によることとなります。当該申請をされる場合は、あらかじめ下記10の担当までお問い合わせください。

6 人物に関する証明書（様式第7号）

- (1) 証明すべき所属長は、現に勤務している学校の校長です。現職教員でない場合は、直近の学校長の証明になります。なお、教職経験のない方については、所属長欄に卒業した大学等の教授、または勤務先の上司等の証明になります。
所属長は、被証明者の人物について、教育職員としての適格性を判断し、所見欄の「適格」または「不適格」を○で囲みます。
- (2) 証明すべき実務証明責任者は、公立学校勤務の場合は当該学校の管理運営をする教育委員会（教育長ではないので注意すること。）、私立学校勤務の場合はその私立学校を設置している学校法人等の理事長、大学附置の国立・公立学校勤務の場合は大学長になります。なお、滋賀県立学校勤務の場合の人物に関する証明書の発行方法については、次の URL を確認してください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyo/download/306434.html>)

教職経験のない方については、学長の証明印、または勤務する企業等の代表者公印になります。

実務証明責任者は、所属長の証明内容が適正であり、被証明者の人物が良好であると認める場合に、本証明書の記載事項を証明します。

- (3) 提出は、親展書とし厳封のうえ提出してください。なお、実務証明責任者による証明日が3か月以内である場合のみ有効とします。

7 身体に関する証明書（様式第8号）

医療機関で医師の証明を受けてください。なお、医師による証明日が3か月以内である場合のみ有効とします。他の健康診断の結果等により本様式の代替とすることはできません。

*この様式は公立学校任用時の健康診断書としては使用できません。

8 卒業証明書

申請の基礎になる学校等の卒業証明書を添付してください。なお、卒業証書の原本の提示および写しの提出によって代えることができます。卒業証書による場合は、返送方法の確保および写しの提出がない場合は、受け付けません。

※学力に関する証明書が基礎資格証明書を兼ねている場合は、卒業証明書は不要です。

9 学力に関する証明書

申請に必要な単位の修得証明書で、大学等の教員免許状取得用の証明書を添付してください。（成績証明書は不可）。原則として発行後3か月以内のものとし、（認定講習等の場合を除く。）。

学力に関する証明書は、発行する大学により厳封し、未開封の状態で提出してください。開封されてあるものは、不可とします（認定講習等の場合を除く。）。

10 その他

書類作成に当たって不明な点がございましたら、下記まで問い合わせてください。

滋賀県教育委員会事務局教職員課 服務・免許係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4531